

(加算)

- 経過型介護療養型医療施設の加算については、在宅復帰・在宅生活支援重視型施設への移行を念頭に、現行の介護療養型医療施設において算定可能な加算に加え、新たに以下のものを算定できることとする。

- ・ 試行的退院サービス費（療養型経過型介護療養施設サービス費のみ）

短期入所療養介護（予防給付・介護給付）

- 経過型介護療養型医療施設における短期入所療養介護については、施設サービス費における基本単位を踏まえ、新たに報酬設定を行う。

別紙 3

介護療養型老人保健施設における介護報酬等 の見直しに係る諮問について

I これまでの経過

- 昭和48年の老人医療費無料化以降、病院が高齢者介護の受け皿となる、いわゆる「社会的入院」の問題と関連して、療養病床の問題は30年来の懸案となっていた。
- 療養病床の在り方については、医療提供体制の視点、利用者の視点、費用負担者の視点から、医療保険・介護保険の両面にわたって患者の状態に即した施設の機能分担を図るため、医療の必要度に応じた再編成を進めることとし、平成18年6月に可決・成立した「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）」において、介護保険適用の療養病床である介護療養型医療施設を、平成23年度末をもって廃止することとされた。また、同法附則では、介護老人保健施設等における入所者に対する医療提供の在り方について、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から検討を行い、必要な措置を講ずる旨規定された。
- これを踏まえ、平成18年9月に設置された「介護施設等の在り方に関する委員会」において、療養病床再編成の受け皿としての介護老人保健施設等の在り方等について議論が行われた。平成19年6月に取りまとめられた同委員会の報告では、療養病床から転換した介護老人保健施設については、入所者に引き続き適切な医療サービスを提供する必要があることから、看取りや夜間の看護対応等既存の介護老人保健施設に付加すべき機能について、必要な医療職の配置の在り方とその適切な裏打ちとなる介護報酬の在り方を検討し、平成19年度中に提示すべきとされた。
- この報告を受け、社会保障審議会介護給付費分科会においては、療養病床

転換の当事者である医療機関や保険者である自治体関係者に対するヒアリングを合わせて、5回にわたり、療養病床から転換した介護老人保健施設における評価の在り方等について議論を行ってきたところである。

II 諮問の内容

1. 基本的な考え方

- (1) 療養病床から介護老人保健施設への転換を促進するため、以下の改正を行う。
 - ① 療養病床から転換した介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）であって、夜間対応に要する看護職員を確保すること等の要件を満たしたものについて、新たな施設サービス費を創設する。
 - ② 介護療養型老人保健施設の療養室1床当たりの面積の基準について、一定要件下で経過措置を延長する。

- (2) 療養病床から転換する医療機関の選択肢を拡大する観点から、以下の改正を行う。
 - ① 本体施設からの支援を受ける小規模施設であるサテライト型施設において、より効率的な経営を可能とするため、本体施設とサテライト型施設の新たな組合せを認めるなどの基準の緩和を行う。
 - ② 小規模介護老人保健施設において、介護給付の算定日数上限を撤廃するとともに、医療機関併設型小規模介護老人保健施設における人員の基準の緩和を行う。

- (3) 療養病床から介護老人保健施設への転換を促進するための経過的な施設類型である経過型介護療養型医療施設について、療養病床の円滑な転換を支援する観点から、既存の経過型介護療養型医療施設と看護職員配置が異なる新たな施設サービス費を創設する。

2. 具体的な改正内容

介護療養型老人保健施設における介護報酬の見直し

- (1) 介護療養型老人保健施設において、以下の施設基準を満たすもののうち、
- ・ 夜勤を行う看護職員を配置^(※1)している施設については、「介護保健施設サービス費(Ⅱ)」を、
 - ・ 看護職員により、又は医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて、連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備している施設については、「介護保健施設サービス費(Ⅲ)」^(※2)を、
- 新たに創設する。

【新たな施設サービス費を算定するための施設基準】

- ・ 平成18年7月1日から平成24年3月31日までの間に病床の転換を行って開設した介護老人保健施設であること。
- ・ 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、「医療機関」から入所した者の割合と「家庭」から入所した者の割合の差が、35%以上であることを標準とすること。^(※3)
- ・ 算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「経管栄養」若しくは「喀痰吸引」を実施している者の割合が15%以上又は「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が20%以上であること。

(※1) 入所者の数を41で除して得た数以上の看護職員を配置していること。

(※2) 「介護保健施設サービス費(Ⅲ)」は入所者40人以下の施設のみ算定可。

(※3) 平成20年4月以降の入所者について、平成21年4月から適用することとし、「標準」の具体的な考え方については、介護療養型老人保健施設における医療機関からの入所の実態等を基に、平成21年4月までに検討することとする。

(参考) 介護療養型老人保健施設に適用される新たな施設サービス費

【介護保健施設サービス費(Ⅱ)】		【介護保健施設サービス費(Ⅲ)】	
介護保健施設サービス費(i) (従来型個室)		介護保健施設サービス費(i) (従来型個室)	
a 要介護1	703 単位	a 要介護1	703 単位
b 要介護2	786 単位	b 要介護2	780 単位
c 要介護3	860 単位	c 要介護3	833 単位
d 要介護4	914 単位	d 要介護4	887 単位
e 要介護5	967 単位	e 要介護5	940 単位
介護保健施設サービス費(ii) (多床室)		介護保健施設サービス費(ii) (多床室)	
a 要介護1	782 単位	a 要介護1	782 単位
b 要介護2	865 単位	b 要介護2	859 単位
c 要介護3	939 単位	c 要介護3	912 単位
d 要介護4	993 単位	d 要介護4	966 単位
e 要介護5	1,046 単位	e 要介護5	1,019 単位

- (2) (1)と同様の要件を満たすユニット型の介護療養型老人保健施設についても、施設サービス費を新たに創設する。

<加算>

○ (1)又は(2)の施設サービス費を算定する介護療養型老人保健施設については、入所者に適切な医療等を提供する観点から、

- ① 入所者を一定の要件下で看取った場合の評価
- ② 入所者の個別ニーズに応じた適切な医学的管理を行った場合の評価
- ③ 療養病床での介護体制(4:1)を維持した場合の評価^(※)

として新たに以下の加算を創設する。

- ・ ターミナルケア加算
- ・ 特別療養費
- ・ 療養体制維持特別加算(介護職員の配置(4:1)を評価)^(※)

(※) 今後、介護療養型老人保健施設の入所者の介護ニーズについて実態を把握し、介護療養型医療施設からの転換が終了する平成24年4月以降の対応を検討することとする。

介護療養型老人保健施設における基準の緩和

- (1) 現行の療養室の面積基準に係る経過措置が終了する平成24年4月以降についても、平成18年7月1日以後に新築又は大規模な改修等の工事に着手していない療養病床を転換した介護療養型老人保健施設の療養室は、次の新築又は大規模の改修等を行うまでの間に限り、引き続き、経過措置^(※)(6.4㎡以上/床)を認める。

<u>本則の設備基準</u>	
療養病床における病室面積	→ 6.4㎡以上/床
介護老人保健施設における療養室面積	→ 8㎡以上/床

(※) 平成24年4月以降は、8㎡以上/床に対応している施設との均衡に配慮した評価を行う。ただし、療養室が談話室に近接して設けられているものにあつては、次の新築又は大規模な改修等までの間、談話室の面積を療養室の定員数で除した面積を加えたものが8㎡/床を満たしていることでよいこととする。

(2) 介護療養型老人保健施設における

- ・ 建物の耐火構造に係る基準
- ・ 建物内の直通階段及びエレベーターの設置に係る基準

については、次の新築又は大規模な改修等までの間、転換前の病院又は診療所の基準と同様でよいこととする経過措置を創設する。

サテライト型施設における基準の緩和等

(1) 本体施設の設置者により設置され、本体施設からの支援を受け、本体施設とは別の場所で運営される29人以下の施設であるサテライト型施設について、以下の措置を講じる。

- ・ 医療機関を本体施設とするサテライト型小規模介護老人保健施設及びサテライト型の地域密着型特定施設^(※)の設置を認める。

また、本体施設である医療機関が人員に関する基準を満たしていることを前提に、本体施設の医師、栄養士又は介護支援専門員により、サテライト型施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型施設におけるこれらの職員を置かないことができる。

- ・ 介護老人保健施設を本体施設とするサテライト型の地域密着型特定施設^(※)の設置を認める。

また、本体施設である介護老人保健施設が人員に関する基準を満たしていることを前提に、本体施設の医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員により、サテライト型施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型施設におけるこれらの職員を置かないことができる。

(※) 本体施設の設置主体が地方公共団体等の場合は、サテライト型の地域密着型介護老人福祉施設の設置も認める。

(2) 本体施設である介護老人保健施設の管理者は、サテライト型の地域密着型特定施設の職務を兼務することができる。本体施設の設置主体が地方公共団体等の場合にあっては、サテライト型の地域密着型介護老人福祉施設においても同様とする。

- (3) 地域密着型特定施設における看護職員及び介護職員のうち、それぞれ1名以上は常勤でなければならない。ただし、サテライト型の地域密着型特定施設については、それぞれ常勤換算方法で1名以上でよいこととする。

小規模介護老人保健施設における基準の緩和等

- (1) 小規模介護老人保健施設における介護報酬の180日の算定日数上限を撤廃する。
- (2) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設における支援相談員及び介護支援専門員に係る人員に関する基準について、当該施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、実情に応じた適当数でよいこととする。

介護療養型医療施設における経過措置の追加

- (1) 平成24年3月31日までの経過的な施設類型である経過型介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）について、看護職員の配置に係る人員に関する基準が異なる新たな施設サービス費を創設する。
- (従来型の人員に関する基準)
- ・ 医師の配置は2名以上。
 - ・ 看護職員配置8：1以上、介護職員配置4：1以上。
- (新類型の人員に関する基準)
- ・ 医師の配置は2名以上。
 - ・ 看護職員の配置は6：1以上、介護職員の配置は4：1以上。
- (2) 経過型介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）について、ユニット型の施設サービス費を創設することとし、当該施設サービス費を算定するための人員及び設備に関する基準を以下のとおりとする。
- (人員に関する基準)
- ・ 医師の配置は2名以上。
 - ・ 看護職員の配置は6：1以上、介護職員の配置は4：1以上。

(設備に関する基準)

- ・ 廊下幅の基準について、既存の経過型介護療養型医療施設と同様の緩和措置を講じる。

短期入所療養介護（介護給付・予防給付）における見直し等

- (1) 短期入所療養介護（介護給付・予防給付）においても、
- ① 介護療養型老人保健施設における介護報酬の見直し、
 - ② 介護療養型医療施設における経過措置の追加
- について、同様の見直しを行う。

介護サービス算定実績(居宅サービス・地域密着型サービス)

介護給付費実態調査 平成20年4月審査分
(単位:千単位)

		総数			総数
訪問介護		4 812 970	居宅療養管理指導		236 163
身体介護		2 027 154	医師又は歯科医師(I)		82 248
身体介護・生活援助		1 746 997	医師又は歯科医師(II)		63 420
生活援助		946 823	薬(I)医療機関		3 330
通院等乗降介助		71 078	薬(I)医療機関・特別薬剤加算		56
特別地域訪問介護加算		20 527	薬(II)薬局		46 919
訪問入浴介護		429 207	師(II)薬局・特別薬剤加算		455
看護・介護職員		424 801	管理栄養士		947
介護職員のみ		2 815	歯科衛生士等		38 788
特別地域訪問入浴介護加算		1 591	特定施設入居者生活介護		1 767 617
訪問看護		983 622	特定施設入居者生活介護		1 633 055
訪問看護ステーション		872 432	個別機能訓練加算(再掲)		6 551
病院又は診療所		37 503	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護		119 421
特別地域訪問看護加算		3 022	夜間看護体制加算		15 140
緊急時訪問看護(ステーション)		54 457	居宅介護支援		2 033 106
緊急時訪問看護(医療機関)		2 199	居宅介護支援		2 031 643
特別管理加算		13 165	特定事業所集中減算(再掲)		△ 10 535
ターミナルケア加算		844	初回加算(再掲)		22 105
訪問リハビリテーション		111 343	特定事業所加算(再掲)		5 488
病院又は診療所		98 241	夜間対応型訪問介護		4 868
リハビリテーションマネジメント加算(再掲)		3 277	夜間対応型訪問介護 I(基本)		2 195
介護老人保健施設		9 933	(定期巡回)		2 026
リハビリテーションマネジメント加算(再掲)		363	(随時訪問)		556
短期集中リハビリテーション加算		3 169	夜間対応型訪問介護 II		91
通所介護		6 461 766	認知症対応型通所介護		494 215
小規模型事業所		1 390 296	認知症対応型通所介護(I)		469 983
通常規模型事業所		4 665 284	認知症対応型通所介護(II)		3 659
療養通所介護		3 045	個別機能訓練加算		4 412
個別機能訓練加算		106 769	入浴介助加算		15 700
入浴介助加算		287 966	栄養マネジメント加算		14
若年性認知症ケア加算		132	口腔機能向上加算		447
栄養マネジメント加算		266	小規模多機能型居宅介護		334 044
口腔機能向上加算		7 065	小規模多機能型居宅介護		332 407
通所リハビリテーション		2 687 296	初期加算		1 636
通常規模の医療機関		881 173	認知症対応型共同生活介護		3 505 126
小規模診療所		77 671	認知症対応型共同生活介護		3 406 450
介護老人保健施設		1 457 912	短期利用共同生活介護		1 322
入浴介助加算		103 643	初期加算		3 039
訪問指導等加算(老健のみ)		289	医療連携体制加算		94 300
リハビリテーションマネジメント加算		46 835	地域密着型特定施設入居者生活介護		25 262
短期集中リハビリテーション実施加算		116 794	地域密着型特定施設入居者生活介護		25 078
若年性認知症ケア加算		29	個別機能訓練加算(再掲)		103
栄養マネジメント加算		326	夜間看護体制加算		184
口腔機能向上加算		1 857	地域密着型介護福祉施設サービス		77 790
福祉用具貸与		1 327 103	地域密着型介護福祉施設		12 022
福祉用具貸与		1 326 967	ユニット型地域密着型介護福祉施設		53 934
特別地域福祉用具貸与加算		136	経過的地域密着型介護福祉施設		6 313
短期入所生活介護		2 257 999	旧措置経過的地域密着型介護福祉施設		149
単独型		277 953	ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設		2 508
併設型		1 393 280	ユニット型旧措置経過的地域密着型介護福祉施設		-
単独型ユニット型		119 162	身体拘束廃止未実施減算		-
併設型ユニット型		320 781	重度化対応加算		527
機能訓練体制加算部分(再掲)		13 348	準ユニットケア加算		9
送迎加算		102 569	個別機能訓練加算		300
管理栄養士配置加算		21 168	常勤医師配置加算		41
栄養士配置加算		6 009	精神科医療養指導加算		48
療養食加算		959	障害者生活支援体制加算		-
緊急短期入所ネットワーク加算		52	外泊時費用		222
夜間看護体制加算		15 997	初期加算		134
在宅中重度受入加算		67	退所前後訪問相談援助加算		-
短期入所療養介護		433 451	退所時相談援助加算		1
介護老人保健施設		356 103	退所前連携加算		1
ユニット型介護老人保健施設		13 558	管理栄養士配置加算		587
特定介護老人保健施設		67	栄養士配置加算		270
病院療養病床		29 735	栄養マネジメント加算		480
病院療養病床経過型		8	経口移行加算		4
ユニット型病院療養病床		23	経口維持加算		16
特定病院療養病床		8	療養食加算		199
診療所療養病床		5 856	看取り介護加算		22
ユニット型診療所療養病床		-	在宅復帰支援機能加算		-
特定診療所療養病床		9	在宅・入所相互利用加算		-
認知症疾患型		441	小規模拠点集合型施設加算		-
認知症疾患型経過型		-			
ユニット型認知症疾患型		-			
特定認知症対応型		-			
基準適合診療所		3 720			
特定基準適合診療所		-			
緊急時治療管理(老健のみ)		65			
病院療養病床療養環境減算(I)(病院のみ)		△ 119			
病院療養病床療養環境減算(II)(病院のみ)		△ 186			
病院療養病床療養環境減算(III)(病院のみ)		△ 2			
医師配置減算(病院のみ)		△ 10			
診療所療養病床療養環境減算(I)(診療所のみ)		△ 76			
診療所療養病床療養環境減算(II)(診療所のみ)		-			
送迎加算		16 722			
管理栄養士配置加算		4 757			
栄養士配置加算		198			
療養食加算		1 397			
緊急短期入所ネットワーク加算		3			

注: 1 事業所からの請求時点の数値を集計している。
2 太枠内は基本算定項目である。
3 短期入所療養介護には、「特定治療」「特定診療費」を含まない。
4 介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスには、「特定治療」「特定診療費」を含まない。
5 総数には、月の途中で要介護から要支援に変更となった者を含む。

介護サービス算定実績(施設サービス)

介護給付費実態調査 平成20年4月審査分
(単位:千単位)

	総数
介護福祉施設サービス	10 929 677
介護福祉施設	6 993 685
小規模介護福祉施設	112 278
ユニット型介護福祉施設	1 942 983
ユニット型小規模介護福祉施設	29 692
旧措置介護福祉施設	1 247 183
小規模旧措置介護福祉施設	18 402
ユニット型旧措置介護福祉施設	62 721
ユニット型小規模旧措置介護福祉施設	372
身体拘束廃止未実施減算	△ 149
重度化対応加算	87 774
準ユニットケア加算	372
個別機能訓練加算	70 764
常勤医師配置加算	6 817
精神科医療養指導加算	18 725
障害者生活支援体制加算	1 805
外泊時費用	34 222
初期加算	9 170
退所前後訪問相談援助加算	5
退所時相談援助加算	6
退所前連携加算	9
管理栄養士配置加算	124 614
栄養士配置加算	19 855
栄養マネジメント加算	114 096
経口移行加算	337
経口維持加算	1 636
療養食加算	28 843
看取り介護加算	2 479
在宅復帰支援機能加算	16
在宅・入所相互利用加算	16
介護保健施設サービス	8 679 049
介護保健施設	7 794 854
小規模介護保健施設	3 250
ユニット型介護保健施設	300 057
ユニット型小規模介護保健施設	770
身体拘束廃止未実施減算	△ 140
リハビリテーションマネジメント加算	179 017
短期集中リハビリテーション実施加算	15 142
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	826
認知症専門病棟加算	93 429
外泊時費用	4 137
試行的退所費用	22
初期加算	14 267
退所前後訪問指導加算	431
退所時指導加算	1 939
退所時情報提供加算	2 407
退所前連携加算	2 090
老人訪問看護指示加算	43
管理栄養士配置加算	103 350
栄養士配置加算	4 616
栄養マネジメント加算	98 549
経口移行加算	600
経口維持加算	1 561
療養食加算	51 203
在宅復帰支援機能加算	1 223
緊急時施設療養管理	2 804

	総数
介護療養施設サービス	3 945 436
療養型	3 577 652
療養型経過型	27 052
ユニット型療養型	7 134
診療所型	133 405
ユニット型診療所型	-
認知症患者型	134 800
認知症患者型経過型	-
ユニット型認知症患者型	-
身体拘束廃止未実施減算	△ 104
病院療養病床療養環境減算	△ 15 504
病院療養病床療養環境減算	△ 9 246
病院療養病床療養環境減算	△ 1 243
医師配置減算(病院のみ)	△ 1 057
診療所療養病床療養環境減算	△ 3 540
診療所療養病床療養環境減算	△ 9
療養経過型試行的退所費用	-
外泊時費用	364
初期加算	2 824
他科受診時費用	1 260
退院前後訪問指導加算	32
退院時指導加算	171
退院時情報提供加算	188
退院前連携加算	111
老人訪問看護指示加算	15
管理栄養士配置加算	35 390
栄養士配置加算	1 334
栄養マネジメント加算	31 864
経口移行加算	851
経口維持加算	574
療養食加算	20 921
在宅復帰支援機能加算	165

- 注：1 事業所からの請求時点の数値を集計している。
 2 太枠内は基本算定項目である。
 3 短期入所療養介護には、「特定治療」「特定診療費」を含まない。
 4 介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスには、「特定治療」「特定診療費」を含まない。
 5 総数には、月の途中で要介護から要支援に変更となった者を含む。

介護予防サービス算定実績

介護給付費実態調査 平成20年4月審査分

	単位数 (単位:千単位)
	総数
介護予防訪問介護 **	741 712
介護予防訪問介護 **	738 500
特別地域介護予防訪問介護加算 **	3 212
介護予防訪問入浴介護	1 426
介護予防訪問入浴介護	1 414
特別地域介護予防訪問入浴介護加算	12
介護予防訪問看護	58 404
訪問看護ステーション	51 879
病院又は診療所	2 479
特別地域訪問看護加算	218
緊急時訪問看護加算(ステーション)	3 081
緊急時訪問看護加算(医療機関)	159
特別管理加算	589
介護予防訪問リハビリテーション *	13 433
病院又は診療所 *	11 818
リハビリテーションマネジメント加算(再掲) *	387
介護老人保健施設 *	1 474
リハビリテーションマネジメント加算(再掲) *	55
短期集中リハビリテーション加算 *	142
介護予防通所介護 **	1 051 174
介護予防通所介護 **	1 011 668
アクティビティ実施加算 **	9 096
運動器機能向上加算 **	29 356
栄養改善加算 **	26
口腔機能向上加算 **	678
事業所評価加算 **	350
介護予防通所リハビリテーション **	458 307
介護予防通所リハビリテーション **	439 356
運動器機能向上加算 **	18 501
栄養改善加算 **	27
口腔機能向上加算 **	148
事業所評価加算 **	275
介護予防福祉用具貸与 *	67 589
介護予防福祉用具貸与 *	67 582
特別地域福祉用具貸与加算*	8
介護予防短期入所生活介護 *	30 084
単独型 *	3 637
併設型 *	16 713
単独型ユニット型 *	1 746
併設型ユニット型 *	5 141
機能訓練体制加算部分(再掲) *	230
送迎加算	2 349
管理栄養士配置加算 *	379
栄養士配置加算 *	110
療養食加算 *	10
介護予防短期入所療養介護 *	6 943
介護老人保健施設 *	5 746
ユニット型介護老人保健施設 *	380
病院療養病床 *	275
病院療養病床経過型 *	-
ユニット型病院療養病床 *	3
診療所療養病床 *	86
ユニット型診療所療養病床 *	-
認知症患者型 *	-
認知症患者型経過型 *	-
ユニット型認知症患者型 *	-
基準適合診療所 *	23
病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)(病院のみ) *	△ 2
病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)(病院のみ) *	△ 5
病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)(病院のみ) *	-
医師配置減算(病院のみ) *	0
送迎加算	315
管理栄養士配置加算 *	97
栄養士配置加算 *	4
療養食加算 *	23
緊急時治療管理(老健のみ) *	1

	単位数 (単位:千単位)
	総数
介護予防居宅療養管理指導	17 031
医師又は歯科医師(Ⅰ)	5 687
医師又は歯科医師(Ⅱ)	4 318
薬剤師	245
(Ⅰ)医療機関・特別薬剤加算	5
(Ⅱ)薬局	4 467
(Ⅱ)薬局・特別薬剤加算	6
管理栄養士	69
歯科衛生士等	2 233
介護予防特定施設入居者生活介護**	203 707
特定施設入居者生活介護 **	196 092
個別機能訓練加算(再掲) **	1 356
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護**	7 615
介護予防支援**	299 538
介護予防支援**	299 538
初回加算(再掲)**	7 698
介護予防認知症対応型通所介護	3 090
介護予防認知症対応型通所介護(Ⅰ)	2 919
介護予防認知症対応型通所介護(Ⅱ)	42
入浴介助加算 *	98
個別機能訓練加算 *	29
栄養改善加算	0
口腔機能向上加算	2
介護予防小規模多機能型居宅介護 **	12 568
介護予防小規模多機能型居宅介護 **	12 397
初期加算 *	171
介護予防認知症対応型共同生活介護 *	22 042
介護予防認知症対応型共同生活介護 *	21 962
介護予防短期利用共同生活介護 *	10
初期加算 *	69

- 注:1 事業所からの請求時点の数値を集計している。
 2 太枠内は基本算定項目である。
 3 回数、日数、件数の各サービスの計は、基本算定項目(太枠内)を計上した値である。
 4 *は日数、**は件数を集計している。
 5 介護予防短期入所療養介護には、「特定治療」「特定診療費」を含まない。
 6 総数には、月の途中で要支援から要介護に変更となった者を含む。